

環境基本計画に掲げる施策における取り組み

資料1-①

基本目標 (4つの柱)	めざす姿 (成果目標)	環境項目	施策の方向	取り組み施策	内容	担当部	担当課	平成28年度実績			平成29年度		基本目標達成プロジェクト	
								取り組み計画 (Plan)	取り組み内容及び成果 (Do・Check)	進捗状況、今後の見込み等 (Action)	取り組み計画 (Plan)	バイオマス産 業都市の構築	環境教育 の推進	
基本目標1 地球温暖化 を防止するま ち	市民や事業者、 市民活動団体 は、環境・エネル ギー問題を意識 し、温室効果ガ スの排出削減に取 り組んでいる。	1-1 地球温暖化 防止対策の 推進	(1)市民・事 業者の地球 温暖化防止 行動の推進	①市民・事業者の環境配慮 行動の啓発	市民や事業者の方が取り組むことができる「環 境にやさしい行動」をまとめた佐賀市環境行動指 針を普及啓発に活用することにより、地球温暖化 防止へ向けた具体的な行動につなげます。また、 市民・事業者の環境配慮行動への取り組み意欲 の維持・向上を図るために、効果的な施策を検討 していきます。	環境部	環境政策課	・自分で工夫してできる身近な省エネレ ギーや温暖化防止に効果がある方法につ いて、広く市民・事業者等からアイデアと 実践例を募る「省エネコンテスト」を実施す る。 ・市民・事業者が身近に取り組める環境配 慮行動指針を改訂し、イベント等での啓発 を行う。また、子ども向けの啓発冊子を作成 し、配布する。	・平成28年度省エネコンテストを実施。表彰 し、市報及びホームページで紹介した。 個人部門：優秀賞1点、努力賞2点、奨励賞 2点団体部門：奨励賞2点 ・環境行動指針を改定して市内全立中学 校生徒に配布し、小学生版環境行動指針を 作成して市内全立小学校児童に配布し た。	・平成29年度からは省エネコンテストを廃止 し、国が推進する地球温暖化対策の国民運 動の普及啓発に注力し、市民・事業者への 環境配慮行動の普及啓発を行う。	市民からの要請に応じて、出前講 座を行い、環境にやさしい行動を 分かりやすくまとめた「佐賀市環 境行動指針」を活用して、環境保全 活動の啓発を図る。			
				②環境マネジメントシステム 等の普及促進	ISO14001やエコアクション21(EA21)などの事業 所向けの環境マネジメントシステム等の導入を支 援します。	環境部	環境政策課	・市内事業者のエコアクション21の認証取 得を促進するため新規認証取得費用の一 部を助成する。 ・環境マネジメントシステムの普及を図るた め事業者を対象とした「環境経営セミナー」 を実施する。	・佐賀市商工メールマガジンへの掲載や市 ホームページでの広報を実施したが、エコ アクション21認証取得助成金の申請がな かった。 ・7月26日に県と共同で「環境経営・省エネ セミナー」を実施した。	・エコアクション21認証取得のための助成制 度を継続して行う。 ・平成29年度も、県と共同し「環境経営・省 エネセミナー」を実施する。	・市内事業者のエコアクション21 の認証取得を促進するため、新規 認証取得費用の一部を助成する。 ・環境マネジメントシステムの普及 を図るため、事業者を対象とした 「環境経営セミナー」を実施する。			
				③地産地消の推進	本市で作られた農産物に「うまさマーク」を付 けて消費を促す「ファームマイレージ運動」、学校 給食への地元産品の利用、公共工事での地元産 材の活用等を積極的に展開し、地産地消の取り 組みを支援します。	農林水産部	農業振興課	・旬の食材を使った料理番組を制作し放送 したり、大型商業施設で地産地消フェアを 開催するなど、多方面から地産地消の広報 に努め、周知を図った。 年間 110.4万枚発行	・今後も継続して、うまさマークの発行枚 数を増やせるため、多方面から地産地消 の広報に努め、周知を図る。	・市産農産物の流通数(うまさマーク発行枚 数)を年間200万枚に増やす。	・市産農産物の流通数(うまさ マーク発行枚数)を年間200万 枚に増やす。			
				④市役所自身の地球温暖 化防止率先行動の推進				・平成29年2月に市産材利用庁内連絡会議 を開催し、市産材の活用を働きかけた。	・今後も市産材活用を推進する。	・市産材利用推進庁内連絡会議等 で市産材の活用を働きかける。				
				(i)職員一人ひとりの地球 温暖化対策の推進	地球温暖化対策実行計画(事務事業編)を策定 し、市役所自身の事務・事業に伴って発生する温 室効果ガスの排出削減に努めます。	環境部	環境政策課	・平成28年度に地球温暖化対策実行計画 (事務事業編)を策定する。	・平成28年7月に第2次佐賀市地球温暖化 対策実行計画(事務事業編)を策定し、計 画に基づいた温室効果ガスの排出削減に 取り組んだ。	・平成28年度に策定した地球温暖 化対策実行計画(事務事業編) に基づき温室効果ガスの排出削減 に努める。				
				(ii)公共交通機関の環 境負荷低減	市営バスにおいて、一部車両の燃料を軽油から バイオディーゼル燃料に切り替えたり、アイドリ ングストップバスを計画的・継続的に導入するなどの 対策を進め、また、デジタルタコグラフ等を活用 したエコドライブにも取り組むことで、環境負荷を軽 減します。	交通局	交通局	・毎年度アイドリングストップバスを3台導入 する。 ・バイオディーゼル燃料を使用したバスを 継続して運行する。	・アイドリングストップバスを3台導入した。(5 0台) ・バイオディーゼル燃料を使用したバスを新 た11台導入し、継続運行している。(5台)	・アイドリングストップバス導入は目標達成し た。 ・今後も、バイオディーゼル燃料を使用した バスを継続運行する。	・毎年度アイドリングストップバスを 3台導入する。 ・バイオディーゼル燃料を使用した バスの継続運行。			
				(iii)物品調達におけるグ リーン購入の推進	市役所の物品調達に際し、単価契約を締結す る物品について、環境にやさしい物品の基準とし て市が定める「グリーン購入基準」を満たす商品を 優先的に採用します。	総務部	契約監理課	・単価契約物品(文具消耗品)中、グリーン 購入基準を満たす商品を優先的に採用す る。	・グリーン購入基準を満たす商品を優先的 に単価契約物品(文具消耗品)に採用し た。	・引き続き、単価契約物品について、グ リーン購入基準を満たす商品を優先的に採用 する。	・単価契約物品(文具消耗品)中、 グリーン購入基準を満たす商品を 優先的に採用する。			
				(2)低炭素 型の交通環 境整備	①公共交通機関の利用促 進	市営バスの運行に際し、毎週水曜日のノーマ イカーデー割引の実施、集客力の大きい施設の新 設・移転等に伴う社会のニーズの変化に合わせた ダイヤ設定、ワンコイン・シルバーバス等による利 用しやすい環境づくりを進めることで、利便性の 向上を図り、自家用車利用から公共交通機関利 用への転換を推進します。	企画調整部	企画政策課	・毎週水曜日に実施するノーマイカーデー や学生デー、ワンコイン・シルバーバスを周 知し、認知度向上を図る。 ・28年度中に導入予定の交通系ICカード の利用促進を図る。	・市内向け広報誌や市営バスブログ等を活 用してPRをする。 ・ICカード「ニモカ」を平成29年2月16日導 入した。	・引き続き、ワンコイン・シルバーバス等の認 知度向上を図る。 ・ICカード利用について、更なるPRを行う。	・ワンコイン・シルバーバスや交通 系ICカードを周知し、バスの利用 促進を図る。		
				②自転車利用の促進		本市は、特に南部において、平坦でとまりあ る市街地という地理的特性から、自転車を利用し やすい環境にあります。今後、佐賀市自転車利用 環境整備実施計画の見直しを行い、「自転車のま ち(ふさおし)佐賀市」をめざして、駐輪施設の 整備や自転車利用空間の整備など、より快適で 安全に通行できるような環境整備を行います。	建設部	道路整備課	・佐賀市自転車利用環境整備実施計画の 見直しを行う。	・佐賀市自転車利用環境整備計画を策定し た。	・今後は、佐賀市自転車利用環境整備計 画に沿った整備を行う。	・佐賀市自転車利用環境整備計 画に沿った整備を行う。		
				③自動車利用時の環境負 荷低減		走行時の環境負荷が小さい低公害車の導入や 環境にやさしい運転を心掛けるエコドライブの普 及を推進します。	環境部	環境政策課	・職員出前講座「エコライフのはじめかた」 において、今日からでも始められる取り組 みとしてエコドライブを紹介し普及を図る。	・職員出前講座「エコライフのはじめかた」を2 回実施し、啓発を図った。また、11月の環 境フェスティバルにおいても、エコドライブの 発を行った。	・職員出前講座「エコライフのはじめかた」に 関して説明し普及を図る。	・職員出前講座「エコライフのはじめかた」 において、今日からでも始められ る取り組みとしてエコドライブ を紹介し普及を図る。		
				④快適で安全な交通環 境の整備		生活道路や幹線道路の改良・整備、カープ ミラーや防護柵などの交通安全施設の充実化等 による快適で安全な道路環境の整備を行います。ま た、主要渋滞箇所の解消を図るため、都市環 境の変化が著しい路線や危険度の高い路線から順 次整備を行います。	建設部	道路整備課	・道路の改良・整備、交通安全施設の充 実化等を行う。	・道路の拡幅や新設、カープミラーや防 護柵などの交通安全施設の整備を行 った。	・今後は、危険度の高い路線等を優先 して整備を行う。	・道路の改良・整備、交通安全施 設の充実化等を行う。		

環境基本計画に掲げる施策における取り組み

資料1-①

基本目標 (4つの柱)	めざす姿 (成果目標)	環境項目	施策の方向	取り組み施策	内容	担当部	担当課	取り組み計画 (Plan)	平成28年度実績	進捗状況、今後の見込み等 (Action)	平成29年度	基本目標達成プロジェクト				
									取り組み内容及び成果 (Do・Check)		取り組み計画 (Plan)	バイオマス産 業都市の構築 の推進	環境教育 の推進			
1-2 再生可能エ ネルギーの 普及促進			(3)低炭素・ 先進技術の 導入	①二酸化炭素の分離・回収 技術の導入	ごみ焼却時に排出されるガスや下水処理時に発生するガスに含まれる二酸化炭素を分離・回収し、藻類の培養や農作物の栽培等に活用する取り組みを推進します。	環境部	循環型社会推進課	・分離回収装置の仕組みや回収CO2の性状等について市民や事業者の説明し、利活用を推進する。(循環型社会推進課と共同で実施する。)	・28年度は、視察73件(1,012人)、出前講座10件(1,140人)に対応のほか、市内イベントなどで広報活動を行った。 ・平成28年8月より、二酸化炭素分離回収装置が稼働し、藻類培養企業に供給を開始した。 ・稼働以降、多くの視察や出前講座の申し込みをいただいた。	・引き続き、藻類培養、利活用について研究する。 ・適宜対応し市民や事業者への周知を図っていく。	・分離回収装置の仕組みや回収CO2の性状等について市民や事業者の説明し、利活用を推進する。	○				
						環境部	バイオマス産業都市推進課									
						上下水道局	下水プロジェクト推進部 下水エネルギー推進室	・ごみ焼却時に排出されるガスや下水処理時に発生するガスに含まれる二酸化炭素を分離・回収し、藻類の培養や農作物の栽培等に活用する取り組みを推進する。	・国土交通省の下水道革新的技術実証事業(B-DASHプロジェクト)に応募し、平成27年4月20日採択され、国総研の委託研究により実証研究を行っている。	・今後も継続して、実証実験を進めていく。	・ごみ焼却時に排出されるガスや下水処理時に発生するガスに含まれる二酸化炭素を分離・回収し、藻類の培養や農作物の栽培等に活用する取り組みを推進する。	○				
					(1)地域への再生可能エネルギーの普及促進	①再生可能エネルギーの普及促進	自然エネルギーやバイオマスなど、地域に眠る未利用の再生可能エネルギーの活用を進めるために、国・県等との連携や市民・事業者への情報提供など、効果的な対策について検討します。	環境部	環境政策課	・三瀬村洞鳴の滝において、再生可能エネルギーの活用モデルとして小水力発電設備の整備を進める。	・水利用に係る河川法の許可を受けた。	・三瀬村洞鳴の滝における小水力発電設備を整備する。	・三瀬村洞鳴の滝において、再生可能エネルギーの活用モデルとして小水力発電設備の整備を進める。(H29年度 工事、竣工予定)	○		
					②市役所自身の再生可能エネルギーの活用	回収した廃食用油から精製したバイオディーゼル燃料の活用等を今後も継続して実施するとともに、木質バイオマスの有効活用についても検討します。 また、再生可能エネルギーを活用した発電設備を導入した施設においては、今後も適切な維持管理を行うとともに、より効率的な運用についても検討します。	環境部	循環型社会推進課	・灰溶融炉の休止に伴って生じた余剰電力を市内の公共施設に供給することで、更なる電力の地産地消を進めると共に、ポスター・ステッカー等による電力の地産地消の広報活動を行う。	・28年度は新たに26の公共施設で電力の地産地消を進めた。(49施設→75施設) ・ポスター・ステッカーを貼っていただき、広報活動を進めた。	・今後も市有施設に電力の地産地消を推進していく。 ・ポスター・ステッカー等を通して広報活動を行っていく。	・今後も市有施設への電力の地産地消及びその広報を行う。 (H29年度は新たに35施設で電力の地産地消を進める。)	○			
			環境部	循環型社会推進課												
			農林水産部	森林整備課			・木質バイオマスの利用について検討する。	・平成29年2月27日、28日に佐賀東部地域林業後継者対策協議会で木質バイオマスの視察(熊本県バイオマス発電所)を行い、林地残材等の活用について研修を行った。 ・三瀬支所にペレットストーブを2台設置し、木質バイオマスの活用を図った。	・今後も木質バイオマス活用を検討する。	・熱エネルギーの利用について検討する。						
			環境部	循環型社会推進課												
					③廃食用油の新たな利用方法等の検討	回収した廃食用油の新たな利用方法として、新型車両への利用に向け、民間業者とのタイアップによる燃料の高品質化や、発電機など車両以外への使用について調査研究を行います。	環境部	循環型社会推進課	・清掃工場内の再生プラントでバイオディーゼル燃料を精製し、軽油を混入しない100%バイオディーゼル燃料として、市営バスやごみ収集車等に使用する。 使用台数目標:17台	・100%バイオディーゼル燃料を精製して、市営バス5台とごみ収集車等13台の計18台に使用した。	・引き続き、バイオディーゼル燃料を市営バス、ごみ収集車等に使用する。	・清掃工場内の再生プラントでバイオディーゼル燃料を精製し、軽油を混入しない100%バイオディーゼル燃料として、市営バスやごみ収集車等に使用する。 使用台数目標:15台(市営バス5台、ごみ収集車等10台)	○			
			環境部	バイオマス産業都市推進課												
							上下水道局	下水プロジェクト推進部 下水エネルギー推進室	・下水浄化センター発電自給量について、平成36年度を目標年度とし、9,198kWh/年まで増加させる。	・上記B-DASHプロジェクト外に伴う発電量増産であり、その実証実験を進める。	・今後も引き続き、実証実験を進めていく。	・下水浄化センター発電自給量について、平成36年度を目標年度とし、9,198kWh/年まで増加させる。	○			
							環境部	循環型社会推進課	・先進事例では、100%バイオディーゼル燃料を蒸留装置等で不純物を完全に除去することで高品質化し、新型車両へ使用し、特に問題も生じていないことから、この事例を参考に、事業化の可能性を含め、今後の方向性を検討していく。	・100%バイオディーゼル燃料を高品質化する技術は、複数の先進事例があることから、高品質化技術の比較検討を行ったうえで、今後の事業化の可能性と事業化の方法等について調査・研究を行っている。	・今後の事業化の可能性と事業化の方法等について検討していく。	・100%バイオディーゼル燃料を高品質化する技術は、複数の先進事例があることから、高品質化技術の比較検討を行ったうえで、今後の事業化の可能性と事業化の方法等について検討していく。	○			

環境基本計画に掲げる施策における取り組み

資料1-①

基本目標 (4つの柱)	めざす姿 (成果目標)	環境項目	施策の方向	取り組み施策	内容	担当部	担当課	平成28年度実績			平成29年度		基本目標達成プロジェクト バイオマス産 業都市の構築	実践教育 の推進
								取り組み計画 (Plan)	取り組み内容及び成果 (Do・Check)	進捗状況、今後の見込み等 (Action)	取り組み計画 (Plan)			
基本目標2 資源を活かす 循環のまち	市民や事業者 は、リデュースや 廃棄物の適切な 分別等に取り組 み、廃棄物の発 生を抑制してい る。	2-1 3Rの推進啓 発	(1)家庭系ご みのリ デュースとリ サイクル	①家庭系ごみのリデュース の推進	市内の店舗等によるレジ袋の利用抑制活動を 支援する買物袋(マイバック)持参運動やごみ を出す際の指定袋の有料化、エコ料理の普及啓 発等により、ごみを出さない生活を送る市民意識 の醸成に努めます。 また、ペットボトルやビン、缶といった飲料用 容器包装の発生抑制のため、イベントにおいて、 マイボトル持参の普及啓発を行います。	環境部	循環型社会推進課	・ペットボトル等の飲料容器が増加する夏 季期間中に、マイボトルキャンペーンとし て、マイボトル作成の体験型講座を実施す る。(8月頃) ・マイバック持参・ノーマジック実施率調査を 実施する。(2月頃) ・エコ料理教室を開催する。(年2回実施す 予定)	・マイボトル作成の体験型講座を実施した。 参加者数:73名 ・市内のスーパー11店舗において、マイバ ックキャンペーンを実施し、マイバック持参 を呼びかけた。 ・市内のスーパー11店舗において、マイ バック持参・ノーマジック実施率調査を 実施した。 平均実施率:25.1% ・エコ料理教室を開催した。開催回数:2 回	・家庭でできる食品ロス削減の取り組みを 実践する「家庭版3010運動」を推進する。 ・マイバック持参・ノーマジック実施率 調査を実施する。	・毎月30日と10日は、家庭ででき る食品ロス削減の取り組みを実践 する「家庭版3010運動」を推進す る。 ・マイバック持参・ノーマジック実 施率調査を実施する。(2月頃)			○
						環境部	循環型社会推進課	・エコプラザの再生ゾーンにおいて、リユ ース品やリペア品の販売を行うとともに、3Rに 関する講座やイベント(エコマーケット)を開 催した。 講座開催数:58回 エコマーケット開催数目標:12回	・エコプラザの再生ゾーンにおいて、リユ ース品やリペア品の販売を行うとともに、3Rに 関する講座やイベント(エコマーケット)を開 催した。 講座開催数:63回 エコマーケット開催数:11回 その他イベント開催数:2回	・引き続き、エコプラザの再生ゾーンにお いて、リユース品やリペア品の販売を行うと ともに、3Rに関する講座やイベント(エコマ ーケット)を開催する。	・エコプラザの再生ゾーンにおい て、リユース品やリペア品の販売 を行うとともに、3Rに関する講座 やイベント(エコマーケット)を開 催する。 講座開催数目標:90回 エコマーケット開催数目標:11回		○	
						環境部	循環型社会推進課	・資源物回収を行う地域団体等に奨励金を 交付する。交付団体目標:220団体 ・生ごみと紙ごみのリサイクルの推進のた め、市報10月1日号で特集記事を掲載し、 周知に努めた。 ・生ごみの堆肥化等の減量方法について、 体験型講座や相談・サポートを実施した。 講座開催回数目標:64回 ・家庭用生ごみ処理容器の購入費補助を 行った。補助件数目標:120個	・資源物回収を行う地域団体等に奨励金を 交付した。交付団体:222団体 ・生ごみと紙ごみのリサイクルの推進のた め、市報10月1日号で特集記事を掲載し、 周知に努めた。 ・生ごみの堆肥化等の減量方法について、 体験型講座や相談・サポートを実施した。 講座開催回数:79回 ・サポート実施回数:380回 ・家庭用生ごみ処理容器の購入費補助を 行った。補助件数:113個	・引き続き、資源物回収を行う地域団体等 に奨励金を交付する。 ・引き続き、生ごみの堆肥化等の減量方法 について、体験型講座や相談・サ ポートを実施する。(講座開催回 数目標64回) ・家庭用生ごみ処理容器の購入費 補助を行う。(補助件数目標120 個)	・資源物回収を行う地域団体等 に奨励金を交付する。(交付団体 目標200団体) ・生ごみの堆肥化等の減量方法 について、体験型講座や相談・サ ポートを実施する。(講座開催回 数目標64回) ・家庭用生ごみ処理容器の購入費 補助を行う。(補助件数目標120 個)		○	
						環境部	循環型社会推進課	・環境保健推進協議会ごみ対策部会の活 動方針に、「3010運動の実践」を掲げ普及 に努めた。 ・食品ロスゼロ推進店について、9月30日 に改正を行い飲食店だけでなく、小売業、 卸売業、製造メーカーなどの事業所も対象 とした。 ・3010運動及び食品ロスゼロ推進店につ いて、月間情報誌「MOTEMOTE」がに特 集記事を掲載した。 ・全庁メールで、市職員に3010運動の実 践と食品ロスゼロ推進店の利用を呼びかけ た。 ・全国おいしい食べき運動ネットワークへ 参加し、随時、情報収集を行っている。 ・多量排出事業者(69社)に対し、廃棄物減 量等推進責任者の選任と事業系一般廃棄 物減量計画書を提出させた。	・環境保健推進協議会ごみ対策部会の活 動方針に、「3010運動の実践」を掲げ普及 に努めた。 ・12月13日の宴会シーズンを3010運動 推進強化月間として周知広報に努める。 ・多量排出事業者に対し、廃棄物減量等 推進責任者の選任と事業系一般廃棄物減 量計画書を提出させる。 ・全庁メールで、市職員に3010運動の実 践と食品ロスゼロ推進店の利用を呼びかけ た。 ・全国おいしい食べき運動ネットワークへ 参加し、随時、情報収集を行っている。 ・多量排出事業者(69社)に対し、廃棄物減 量等推進責任者の選任と事業系一般廃棄 物減量計画書を提出させた。	・食品ロスゼロ推進店の登録店舗数を増や し事業系食費ロス削減に努める。 ・3010運動の周知広報に努める。 ・多量排出事業者に対し、廃棄物減量等推 進責任者の選任と事業系一般廃棄物減量 計画書を提出させる。	・食品ロスゼロ推進店の登録店舗 数を増やし事業系食費ロス削減に 努める。 ・12月13日の宴会シーズンを30 10運動推進強化月間として周知 広報に努める。 ・多量排出事業者に対し、廃棄物 減量等推進責任者の選任と事業 系一般廃棄物減量計画書を提出 させる。		○	
						環境部	循環型社会推進課	・資源となる紙ごみの分別(特に離古紙) について周知広報に努めた。 ・市内での食品リサイクル業創業に向け、 事業者を公募し、実証実験を行う。	・紙ごみの分別については、市報10月1日 号で広報し、生ごみ堆肥化等の講座にお いても周知に努めた。 ・市内での食品リサイクル業創業に向け、事 業者を公募し、実証実験を行った。 ・市内での食品リサイクル業創業に向け、支 援を行う。	・資源となる紙ごみの分別(特に離古紙)に ついて周知広報に努める。 ・市内での食品リサイクル業創業に向け、支 援を行う。	・資源となる紙ごみの分別(特に離古紙)に ついて周知広報に努める。 ・市内での食品リサイクル業創業 に向け、公募により選定された事 業者に対し、実証実験や出口戦 略等の支援を行う。		○	
						環境部	循環型社会推進課	・「ごみカレンダー・分別表」を作成し、全戸 配布を行った。 ・「ごみカレンダー・分別表」の点字版を作成 し、視覚障害者へ配布した。 ・市報は毎月、ホームページは随時更新し て、3Rに関する情報を提供した。 ・市内の高校を対象に、日常生活で気軽に できるごみ減量について、任意の2週間取 組む「高校生エコチャレンジ」を実施した。 参加校:6校(私立5校、県立1校)	・「ごみカレンダー・分別表」を作成し、全戸 配布を行った。 ・「ごみカレンダー・分別表」の点字版を作成 し、視覚障害者へ配布した。 ・市報は毎月、ホームページは随時更新し て、3Rに関する情報を提供した。 ・市内の高校を対象に、日常生活で気軽に できるごみ減量について、任意の2週間取 組む「高校生エコチャレンジ」を実施した。 参加校:6校(私立5校、県立1校)	・29年度も「ごみカレンダー・分別表」作成 、全戸配布を行う。 ・「ごみカレンダー・分別表」の点字版の作 成、配布をする。 ・ごみ分別表の英語版、中国語版、韓国語 版を検討作成する。 ・市報やホームページ等により、3Rに関して 定期的に情報を提供する。 ・市内の高校を対象に、日常生活で気軽に できるごみ減量について、「高校生エコチ レンジ」を実施する。	・ごみカレンダーを作成・配布す る。 ・ごみ分別表の英語版、中国語版、韓国語 版について、見直しを 含めた検討を行い、作成する。 ・市報やホームページ等を活用 し、3Rに関する情報を定期的に提 供する。 ・市内の高校を対象に、日常生活 で気軽にできるごみ減量につい て、任意の2週間取り組む		○	
環境部	循環型社会推進課	家庭ごみの収集や排出抑制などの情報ツール として、『ごみカレンダー・分別表』等を作成、配布 し、ごみの分別の必要性や方法を分かりやすく 周知するとともに、広報誌やホームページ等を利用 し、ごみの発生抑制、再使用、再生利用などの 情報を定期的に提供します。												

環境基本計画に掲げる施策における取り組み

資料1-①

基本目標 (4つの柱)	めざす姿 (成果目標)	環境項目	施策の方向	取り組み施策	内容	担当部	担当課	平成28年度実績			平成29年度		基本目標達成プロジェクト	
								取り組み計画 (Plan)	取り組み内容及び成果 (Do・Check)	進捗状況、今後の見込み等 (Action)	取り組み計画 (Plan)	バイオマス産 業都市の構築	環境教育 の推進	
				②ごみの排出等に関する事業者の意識啓発	事業系ごみ分別の手引きの作成・配布、研修会の開催、分別が適正でない事業所への個別訪問指導の実施等により、事業者に対してごみの減量化方法や適正な分別等の啓発を行います。また、ごみの減量・資源化に積極的に取り組む事業者を佐賀市3R推進パートナーとして登録し、市報、ホームページなどで広報します。	環境部	循環型社会推進課	<ul style="list-style-type: none"> 多量排出事業者を訪問し、実態把握とごみ減量に向けた提案を行う。 事業所訪問数目標:15事業所 ごみの減量・資源化に積極的に取り組む事業者を3R推進パートナーとして登録し、市報、ホームページなどで広報する。 	<ul style="list-style-type: none"> 市内の事業所を対象として、生ごみや使用済み紙おむつのリサイクルをテーマとした「ごみ減量セミナー」を開催した。開催回数:2回 多量排出事業者を訪問し、分別の状況把握や3Rの推進に向けた提案を行った。 事業所訪問数:23事業所 実態把握として、プラットフォームでの搬入検査を行った。違反ごみの搬入事業者を訪問して分別指導を行った。 ごみの減量・資源化に積極的に取り組む事業者を3R推進パートナーとして登録し、ホームページで広報した。 	<ul style="list-style-type: none"> 事業者向けの「ごみ減量セミナー」を開催する。 多量排出事業者を訪問し、実態把握とごみ減量に向けた提案を行う。 引き続き、ごみの減量・資源化に積極的に取り組む事業者を3R推進パートナーとして登録し、市報、ホームページなどで広報する。 	<ul style="list-style-type: none"> 多量排出事業者を始めとし、事業所向けの「ごみ減量セミナー」を開催する。 多量排出事業者を訪問し、実態把握とごみ減量に向けた提案を行う。 事業所訪問数目標:15事業所 ごみの減量・資源化に積極的に取り組む事業者を3R推進パートナーとして登録し、市報、ホームページなどで広報する。 			○
				③ごみ減量に関する学習の場の整備	清掃工場内でのごみ処理の様子の見学やエコプラザでの講座、イベントの開催等、市民がごみ問題について学び、考える機会を提供します。	環境部	循環型社会推進課	<ul style="list-style-type: none"> 環境学習拠点であるエコプラザで3Rの推進、地球温暖化の防止、自然環境、環境保全に関する事業など、環境全般に関するイベントや講座等を開催する。 開催数目標:16イベント 	<ul style="list-style-type: none"> 市内外の小学生を始め、高校、大学、地域団体、企業・行政視察等の施設見学を受け入れた。見学者数:6,627名 環境学習拠点であるエコプラザで3Rの推進、地球温暖化の防止、自然環境、環境保全に関する事業など、環境全般に関するイベントや講座等を開催した。 夏季:参加者数551名(9イベント) 冬季:参加者数229名(8イベント) 環境ビジネスの創出・販路開拓、異業種との連携等を目的とした環境ビジネスマッチングイベントを実施した。参加者数:65名 	<ul style="list-style-type: none"> 夏季期間中に、エコプラザにおいて、様々な環境問題をテーマとした環境啓発イベントを実施する。 エコプラザにおいて、環境ビジネスマッチングイベントを実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> 夏季期間中に、エコプラザにおいて、様々な環境問題をテーマとした環境啓発イベントを実施する。 開催数目標:8イベント エコプラザにおいて、環境ビジネスマッチングイベントを実施する。 			○

環境基本計画に掲げる施策における取り組み

資料1-①

基本目標 (4つの柱)	めざす姿 (成果目標)	環境項目	施策の方向	取り組み施策	内容	担当部	担当課	取り組み計画 (Plan)	平成28年度実績		平成29年度 取り組み計画 (Plan)	基本目標達成プロジェクト		
									取り組み内容及び成果 (Do・Check)	進捗状況、今後の見込み等 (Action)		バイオマス産 業都市の構築	実践教育 の推進	
				④市役所自身のごみ減量行動の推進										
				(i)公共工事建設副産物のリユース・リサイクル	「建設副産物処理の方針」に基づき、市が発注する全ての公共工事の施工に伴う建設副産物の再使用・再資源化に努めます。	建設部	建築指導課	・年4回、公共工事担当課への制度周知を行い、分別データ提出を呼びかける。	・公共工事担当課へ4回周知及び呼びかけを行った。	・今後も引き続き、工事担当課へ周知・呼びかけを行い、建築副産物の再使用・再資源化に努める。	・年4回、公共工事担当課への制度周知を行い、分別データ提出を呼びかける。			
				(ii)浄水処理・下水処理汚泥の有効活用	浄水処理又は下水処理の過程で発生する汚泥について、園芸土としての再使用や肥料化等に努めます。	上下水道局	水循環部 浄水課	・浄水場および下水処理場から発生する汚泥について、平成36年を目標年度とし、再利用および肥料化70.2%を目指す。	・28年度の浄水汚泥の再利用率47.1%	・今後も引き続き再利用率向上に努める。	・浄水場及び下水処理場から発生する汚泥について、平成36年を目標年度とし、再利用および肥料化70.2%を目指す。			
				(iii)ペーパーレス化の推進	文書管理システム及び財務会計システムによる電子決裁の活用、電子入札システムの活用、会議資料等へのICT活用などを推進し、市の事務事業のペーパーレス化に努めます。	総務部	総務法制課 総務部 財政課 総務部 契約監視課	・文書管理システム、財務会計システム、電子入札システムの活用を継続する。	・文書管理システム、財務会計システム、電子入札システムの運用を継続した。	・文書管理システム、財務会計システム、電子入札システムを継続して運用する。	・文書管理システム、財務会計システム、電子入札システムの活用を継続する。			
						企画調整部	情報課	・タブレット端末を追加導入し、ペーパーレス会議等が利用できる環境を増やす。	・28年度にタブレットを25台追加導入し、庁議に出席する幹部職員への配布、庁内各課に貸し出しを行い、ペーパーレス化に寄与している。(貸出用32台を含め、全142台。)	・タブレット端末の貸出要望は多く、利用者の創意工夫によってペーパーレス化が行われていると思われるので、引き続きタブレット端末の貸出を行う。	・引き続き、会議等へのタブレット端末の利用を推進する。			
		2-2 ごみの適正 処理	(1)効率的な 処理施設の 運用	①可燃ごみ搬入時の検査及び指導	清掃工場への違反ごみや処理困難物の搬入防止のため、清掃工場に搬入されるごみを抜き打ちで検査し、分別が適正でない場合には、搬入者への指導や排出事業者への個別訪問等を実施します。	環境部	循環型社会推進課	・清掃工場に搬入される一般廃棄物を抜き打ちで検査する。収集運搬許可業者等が搬入する可燃ごみを清掃工場内のプラットホームに設置しているごみ投入箱において、ごみの分別状況や違反ごみ及び市外からのごみの有無を監視する。 ・違反を発見した際には、口頭による指導のほか、適正化指導書を発行し、厳しく対処する。	・28年度の検査結果は以下のとおり。 検査:5210回 口頭注意:120回 違反:237回 ・この他にも排出のマナーの悪い事業者に対して直接指導を行った。	・今後も検査を続け、必要に応じて収集運搬業者及び排出事業者に対して指導を行っている。	・清掃工場に搬入される一般廃棄物を抜き打ちで検査する。収集運搬許可業者等が搬入する可燃ごみを清掃工場内のプラットホームに設置しているごみ投入箱において、ごみの分別状況や違反ごみ及び市外からのごみの有無を監視する。 ・違反を発見した際には、口頭による指導のほか、適正化指導書を発行し、厳しく対処する。			
				②処理施設の適正な維持管理	ごみの搬入・焼却に伴い発生する悪臭や有害物質の敷地外への漏洩がないように徹底するなど、ごみ処理施設の適正な運転管理に努めます。	環境部	循環型社会推進課	・定期的な検査を行い、適正な漏洩防止措置を講じる。	・定期的な検査を実施した。 ・問題となった事項は無かった。	・今後も定期的な検査と漏洩防止措置を行う。	・定期的な検査を行い、適正な漏洩防止措置を講じる。			
				③最終処分場の維持管理と改修整備	埋立地周辺の環境に配慮して、老朽化施設の改修や敷地内の緑化を行うなど、適正な維持管理に努めるとともに、最終処分場の延命化のための措置を検討します。	環境部	循環型社会推進課	・各種設備の更新・改修等により最終処分場の効率的な維持管理を行う。	・各種設備は適切に更新・改修を実施した。 ・問題となった事項は無かった。	・今後も各種設備の更新・改修に努めている。	・各種設備の更新・改修等により最終処分場の効率的な維持管理を行う。			
			(2)収集体制の適正化	①ごみステーションの適正管理	地元自治会等が管理するごみステーションを適正な状態に保つため、巡回パトロール、分別表示板の設置、違反ごみ注意ステッカーの貼付等を行い、悪質な排出者に対しては地元と協力して指導を行います。また、カラスや小動物によるごみ散乱を防ぐためネット等の購入補助を実施します。	環境部	環境保全課	巡回パトロール、違反ごみ注意ステッカーの貼付等を行い、悪質な排出者に対しては地元と協力して指導を行います。カラスネット等の購入補助を実施する。	巡回パトロールを行い、違反ごみには注意ステッカーの貼付等による注意のほか、悪質な排出者には地元と協力して指導を行った。 ・カラス等によるごみ散乱防止のため、カラスネット等の購入補助を行った。	・巡回パトロールを行い、違反ごみには注意ステッカーの貼付等による注意のほか、悪質な排出者に対しては地元と協力して指導を行う。 ・カラス等によるごみ散乱防止のため、カラスネット等の購入補助を行う。	・巡回パトロールを行い、違反ごみには注意ステッカーの貼付等による注意のほか、悪質な排出者に対しては地元と協力して指導を行う。 ・カラス等によるごみ散乱防止のため、カラスネット等の購入補助を行う。			
				②ごみの収集運搬	地区ごとに決められた期日に排出されるごみを適正に収集し運搬します。	環境部	循環型社会推進課	・収集運搬委託業者が適正に収集し運搬できるように確認及び指導を行う。	・委託業者が収集運搬を適正に行っているかを毎月報告書提出させ、確認している。 ・また、分別・収集について問題等が発生した場合は、状況を確認し、市民若しくは委託業者に指導を行っている。	・今後も適正に業務が行われているか確認、指導する。	・収集運搬委託業者が適正に収集し運搬できるように確認及び指導を行う。			
						環境部	環境保全課	・地区ごとに決められた期日に排出されるごみを適正に収集し運搬する。	・ごみを適正に収集し、運搬した。	・今後も同様に進めていく。	・地区ごとに決められた期日に排出されるごみを適正に収集し運搬する。			

環境基本計画に掲げる施策における取り組み

資料1-①

基本目標 (4つの柱)	めざす姿 (成果目標)	環境項目	施策の方向	取り組み施策	内容	担当部	担当課	平成28年度実績			平成29年度		基本目標達成プロジェクト	
								取り組み計画 (Plan)	取り組み内容及び成果 (Do・Check)	進捗状況、今後の見込み等 (Action)	取り組み計画 (Plan)	パイオニア産 業都市の構築	実践教育 の推進	
				③資源物持ち去り行為防止対策	ごみ集積所に出された再生可能な資源物は市が適切にリサイクルしており、第三者が資源物を市の許可なく持ち去ることを防止するため、広報活動やパトロール等を行います。	環境部	循環型社会推進課	・市民等からの通報を基に資源物持ち去りが行われているステーションを中心にパトロールを行う。持ち去りを行っていた者に対しては警告書を交付し対応を行う。	・市民等からの情報提供をもとに地区を選別し、パトロールを実施した。 ・本年は例年に比べて通報件数が少ない。 ・パトロール実施日及びごみカレンダー地区は以下のとおり。 8/16(火)A地区 8/17(水)C,H地区 8/25(木)K地区	・今後も市民等からの通報をもとにパトロールし、持ち去りへ対応を行う。	・市民等からの通報を基に資源物持ち去りが行われているステーションを中心にパトロールを行う。持ち去りを行っていた者に対しては警告書を交付し対応する。			
				④ごみ分別方法の統一化等の見直し	一部事務組合で処理している諸富町、三瀬地区については、他地区とはごみの分別区分や処理方法、処理体制等が異なっているため、市民への効果的な啓発や効率的なごみ収集に向けて、分別方法や収集体制等の見直しを検討します。	環境部	循環型社会推進課	・諸富町、三瀬地区の分別方法の統一に向けて、脊振共同塵芥処理組合及び構成市町と協議を行う。	・諸富町、三瀬地区の分別方法の統一について、脊振共同塵芥処理組合及び構成市町との具体的な協議は実施できていない。	・分別方法の統一に向けて、脊振共同塵芥処理組合及び構成市町と協議する。	・諸富町、三瀬地区の分別方法の統一に向けて、脊振共同塵芥処理組合及び構成市町と協議する。			
			(3)民間施設の活用	①民間のごみ処理施設でのリサイクルの推進	草摺や剪定枝は、なるべく焼却処理を避けるため、民間のごみ処理施設での堆肥化、木質チップ化等によるリサイクルを促します。また、現在は焼却処理している生ごみや紙おむつのリサイクル、焼却灰の溶融処理以外のリサイクルなど、新たなリサイクル手法の導入に向けた調査研究を行います。	環境部	循環型社会推進課	・市の公共事業に伴う草摺や剪定枝は、なるべく民間のごみ処理施設での堆肥化、木質チップ化等によるリサイクルを推進するよう、公共事業担当課へ依頼する。 ・民間での紙おむつリサイクルの推進に向け、排出事業者や廃棄物処理業者を対象とした先進事例の講習会等を実施する。 ・佐賀市清掃工場の焼却灰について、民間のリサイクル業者を活用したセメント化を実施する。	・公共事業(国、県、市)に伴う草摺や剪定枝は、なるべく民間のごみ処理施設での堆肥化、木質チップ化等によるリサイクルを推進するよう、公共事業担当課へ依頼する。 ・使用済み紙おむつリサイクルについて、先進事例等の情報収集に努めた。 ・佐賀市清掃工場の焼却灰について、民間のリサイクル業者を活用したセメント化を実施した。	・引き続き、公共事業(国、県、市)に伴う草摺や剪定枝の堆肥化、木質チップ化等によるリサイクルを公共事業担当課へ依頼する。 ・引き続き、民間での紙おむつリサイクルの推進に向け情報収集に努め、必要に応じて情報提供を行う。 ・引き続き、佐賀市清掃工場の焼却灰について、セメント化を実施する。	・公共事業に伴う草摺や剪定枝は、なるべく民間のごみ処理施設での堆肥化、木質チップ化等によるリサイクルを推進するよう、公共事業担当課へ依頼する。 ・民間での紙おむつリサイクルの推進に向け、先進事例等の情報収集に努め、必要に応じて排出事業者や廃棄物処理業者に情報提供を行う。 ・佐賀市清掃工場の焼却灰について、民間のリサイクル業者を活用したセメント化を実施する。	○		

環境基本計画に掲げる施策における取り組み

資料1-①

基本目標 (4つの柱)	めざす姿 (成果目標)	環境項目	施策の方向	取り組み施策	内容	担当部	担当課	平成28年度実績			平成29年度		基本目標達成プロジェクト	
								取り組み計画 (Plan)	取り組み内容及び成果 (Do・Check)	進捗状況、今後の見込み等 (Action)	取り組み計画 (Plan)	バイオマス産 業都市の構築	実践教育 の推進	
基本目標3 水とみどりがあふれるまち	地域の自然・生物多様性を保全し、自然環境と人々の営みや歴史・文化とが調和した都市づくりが行われている。	3-1 清らかな水辺の確保	①水辺空間の整備	①親水空間の創出	市内の河川・水路において、自然豊かで市民が水と触れ合える親水空間を意識した河川整備を実施します。	建設部	河川砂防課	・既存の水辺空間について、適切な維持管理をする。	・既存の水辺空間について植栽管理やガス燈修繕を実施した。	・今後も取り組み計画どおり、進めていく。	・既存の水辺空間について、適切な維持管理をする。			
						建設部	北部建設事務所							
						建設部	南部建設事務所							
				②多自然型護岸の整備	河川等の整備に際しては、川底に捨石を配置したり、間伐材を活用した捨石槽工を採用するなど、生物の生息環境の確保や自然環境の多様化につながるような多自然型の護岸整備を推進します。	農林水産部	農村環境課	・状況に応じて、可能な限り多自然型の護岸整備を推進する。	・稲刈り後(10月)に2箇所実施した。	・今後も可能な限り継続して行う。	・状況に応じて、可能な限り多自然型の護岸整備を推進する。			
						建設部	河川砂防課	・可能な限り、多自然川づくりに取り組む。	・地蔵川において、環境配慮型ブロックによる護岸築造を行い、魚巢や植生が形成できるようにした。	・今後も取り組み計画どおり、進めていく。	・可能な限り、多自然川づくりに取り組む。			
						建設部	北部建設事務所					建設部	南部建設事務所	
			②河川等の機能保全	①河川、水路等の機能の保全	河川、水路等の機能保全を図るため、浚渫(水底に堆積した土砂をさらう作業)や護岸整備を随時実施し、同時に美しい水辺環境を整備します。	農林水産部	農村環境課	・必要に応じて、水路等の機能保全を図る。	・水路等の機能保全に対し、適宜対応した。	・浚渫は地域活動支援にシフトし、護岸整備は部分的な護岸補修にとどめていく。	・必要に応じて、水路等の機能保全を図る。			
						建設部	河川砂防課	・浚渫や護岸整備を随時行う。	・市民清掃で困難な箇所の浚渫、伐採及び除草を実施した。	・今後も取り組み計画どおり、進めていく。	・浚渫や護岸整備を随時行う。			
						建設部	北部建設事務所							
						建設部	南部建設事務所							
		②地域が一体となった農村環境整備	地域の農業用水路、農道等について、農業者だけでなく、住民、団体も参加して行う保全活動を支援し、農業の生産性の低下を防ぐとともに農村の自然環境や景観を守ります。	農林水産部	農村環境課	・多面的機能支払事業を活用し、地域の保全活動を支援する。	・地域の団体が多面的機能支援事業(国庫補助事業)に取り組んでいる。活動団体数:約150団体	保全活動を継続して支援する。	・地域の保全活動を支援する。					
				③特定外来生物(水草)の除去による水路の機能保全	水路の貯留量の減少や樋門・樋管操作への障害をもたらす特定外来生物の水草の繁茂が確認された場合には、地域住民等と協力して、速やかに除去することで、水路の機能保全や他地域への拡大防止に努めます。	農林水産部	農村環境課	・嘉瀬、鍋島地区におけるナガエツルノゲイトウの早期除去を行い、繁殖拡大を防ぐ。	・嘉瀬、鍋島地区におけるナガエツルノゲイトウの除去を行った。	・今後も引き続き、対応する。	・早期除去を行い、繁殖拡大を防ぐ。			
		建設部	河川砂防課											
		建設部	北部建設事務所											
		④市民主体による河川・水路の清掃	市民が主体となって実施される身近な河川・水路の浚渫や雑草等の伐採等の清掃活動に対して、清掃器具・資材の貸出しやごみの回収などの支援を行います。	建設部	南部建設事務所	・久保田、川副、諸富地区におけるブラジルチドメグサの早期除去を行い、繁殖拡大を防ぐ。	・業者へ水草除去業務(月2回/バトロール及び除去)の年間委託を発注した。	・今後も同様に対応する予定である。今後も同様に対応する予定である。	・ブラジルチドメグサの早期除去を行い、繁殖拡大を防ぐ。					
				環境部	環境政策課	・特定外来生物(水草)の防除を関係各課と連携して進める。	・農村環境課、河川砂防課、南部建設事務所と連携し、防除に努めている。	引き続き、防除等に係る情報収集に努め、各課との連携を図る。	・特定外来生物の生態について、地域及び水路等施設管理者との情報を共有し、定期的な除草等対策により拡大防止に努める。					
				建設部	河川砂防課	・清掃活動に必要な用具の貸出しやごみの回収を行う。	・清掃活動に必要な用具の貸出しや河川ごみの回収を行った。	・今後も取り組み計画どおり、進めていく。	・清掃活動に「必要な用具の貸出しやごみの回収を行う。					
		建設部	南部建設事務所	①市有林・公団分取林の育成	水資源の良好な保持と併せて優良な森林資源の確保と財産形成を図るため、間伐や枝打ちなどの森林保育事業を継続して実施します。	農林水産部	森林整備課	・造林事業、重要森林整備事業、荒廃竹林整備事業等を活用し、森林保育に努める。	・各事業を活用し、森林保育に努めた。	・今後とも、森林保育を推進する。	・造林事業、重要森林整備事業、荒廃竹林整備事業等を活用し、森林保育に努める。			
						農林水産部	森林整備課	・支援策として、森林経営計画作成者と年4回程度の会合を開催する。	・森林経営計画作成者と1回会合を行った。	・国の方針変更に伴い、林業経営も変化するため、国に準じ行う予定。	・支援策として、森林経営計画作成者と年4回程度の会合を開催する。			
						農林水産部	森林整備課	・市産材利用推進庁内連絡会議等で地元産材の活用を働きかける。	・平成29年2月3日に市産材利用庁内連絡会議を開催し、市産材の活用を働きかけた。	・今後も市産材活用を推進する。	・市産材利用推進庁内連絡会議等で市産材の活用を働きかける。			
建設部	建築住宅課	・建築物内外装の木材において地場産木材採用率を35%以上とする。	・平成28年度竣工の全35棟において、地場産木材採用率の平均は85%以上であり目標を達成している。	引き続き採用率35%以上達成を継続するように努める。	・建築物内外装の木材において地場産木材採用率を35%以上とする。									

環境基本計画に掲げる施策における取り組み

資料1-①

基本目標 (4つの柱)	めざす姿 (成果目標)	環境項目	施策の方向	取り組み施策	内容	担当部	担当課	平成28年度実績			平成29年度		基本目標達成プロジェクト						
								取り組み計画 (Plan)	取り組み内容及び成果 (Do・Check)	進捗状況、今後の見込み等 (Action)	取り組み計画 (Plan)	バイオマス産 業都市の構築	実践教育 の推進						
3-3 生物多様性 の保全				④森林の持つ役割の啓発	市民が木と触れ合える「ふじ森林文化フェスタ」の開催や、実際に山へ入り植樹・育樹活動を行うイベントの実施等を通して、森林が有する公益的機能に対する市民の理解を深めていきます。	農林水産部	森林整備課	・外部団体(佐賀市林業推進協議会、佐賀市親林交流隊等)と協力し啓発に努める。	・チェンソーアートのイベントを開催し、来客者に関心を持ってもらえた。	・今後も市民の理解を深めるよう啓発に努める。	・外部団体(佐賀市林業推進協議会、佐賀市親林交流隊等)と協力し啓発に努める。								
						建設部	緑化推進課		・植樹・育樹活動を行っている11団体へ緑の募金による助成を行った。	・緑の募金事業として支援を行う。	・外部団体(佐賀市林業推進協議会、佐賀市親林交流隊等)と協力し啓発に努める。								
				⑤間伐材を使用したコピー用紙等の導入	市役所で使用するコピー用紙等について、間伐材が使用されており、購入費の一部が森林所有者に還元される製品を全部署で継続して導入するとともに、他の地方公共団体や民間事業者への導入拡大を図ります。	総務部	契約監理課	・間伐材が使用されたコピー用紙等の購入を継続して実施する。	・単価契約を締結し、間伐材が使用されたコピー用紙等の購入を全庁的に実施している。	・今後も引き続き、全庁的に間伐材が使用されたコピー用紙等を購入する。	・間伐材が使用されたコピー用紙等の導入を継続する。								
				②農用地の確保	①農用地の保全	就農希望者が参入しやすいような環境を整備し、担い手となる農業者や経営体の確保・育成を行うとともに、農産物の生産性向上や需要拡大、農地の集約等を図り、農用地の保全や耕作放棄地の解消につなげます。	農林水産部	農業振興課	・農地中間管理機構事業を利用して農地の出し手と受け手を募集し、農地のマッチングを行う。	・市報やチラシ配付で農地の出し手、受け手を募り、8件のマッチングを行った。	・今後も、市報やチラシ配付で農地の出し手、受け手の募集を行っていく。	・農地中間管理機構事業を利用して農地の出し手と受け手を募集し、農地のマッチングを行う。							
							農林水産部	農業振興課	・有機中間管理機構事業を利用して農地の出し手と受け手を募集し、農地のマッチングを行う。	・市報やチラシ配付で農地の出し手、受け手を募り、8件のマッチングを行った。	・今後も、市報やチラシ配付で農地の出し手、受け手の募集を行っていく。	・農地中間管理機構事業を利用して農地の出し手と受け手を募集し、農地のマッチングを行う。							
					②環境にやさしい農業の推進	有機・特別栽培、エコ農業の取り組みや環境配慮型機械の導入、わらのすき込み等の実施による環境保全型農業の普及を推進します。	農林水産部	農業振興課	・有機農業研修・体験学校を年間40回開催する。	・有機農業研修・体験学校を42回実施した。	・今後も、有機農業研修・体験農業を計画に基づき開催し、農業や科学肥料を使わない、人と環境にやさしい農作物栽培である有機農業への理解を図っていく。	・有機農業研修・体験学校を年間40回開催する。							
					③緑地の創造と保全	①市民・事業者の緑化活動の支援	地域で緑化活動を行う自治会やボランティア団体、自らの敷地内の緑化を行う市民・事業者への支援を推進します。	建設部	緑化推進課	・地域の緑化活動支援を250件行う。	・地域の緑化活動支援を319件行った。	・増加の傾向にあり、引き続き緑化活動支援を行う。	・地域の緑化活動支援を250件行う。						
				建設部				緑化推進課	・公園施設内の老朽化に伴い交換する電灯具のLED化を10箇所行う。	・公園施設内の老朽化に伴い交換する電灯具のLED化を18箇所行った。	・交換する電灯具がある場合には、LED化を積極的に行う。	・公園施設内の老朽化に伴い交換する電灯具のLED化を10箇所行う。							
				③公共地(公共施設、街路等)の緑化の推進		佐賀市みどりの基本計画に基づき、公共施設等の緑化基準及び緑化指針を定め、学校や公民館などの市民が集う公共施設の緑化や街路樹の整備を計画的に実施します。	建設部	緑化推進課	・佐賀市みどりの基本計画に基づき、公共地の緑化を計画的に行う。	・公共施設への花苗配布を367件行った。	・公共施設での植樹等も行う。	佐賀市みどりの基本計画に基づき、公共地の緑化を計画的に行う。							
							建設部	道路整備課	・街路樹の選定中。	・取り組み計画通りに進めていく。									
				④グリーンツーリズムの推進	地域住民による地域の特性を活かした農山漁村環境の活性化を支援するとともに、農業体験イベントの実施やグリーンツーリズムイベントの情報を積極的に発信するなど、グリーンツーリズム実践者の育成を図り、農山漁村と都市との交流を深めます。	農林水産部	農業振興課	・消費者対象とした農業サポーターイベントを3回開催する。	・農業サポーターイベントを5回実施した。	・今後も、農業さがんサポーターに登録していただいた消費者に募集を行い、農作業や収穫体験を通して、市産農産物の状況を知ってもらい、生産者と交流することで、佐賀市の農産物、農業の支援者となってもらう。	消費者対象とした農業サポーターイベントを3回以上開催する。								
				①希少種等の保全	①生物環境への影響に配慮した公共工事の調整	市が実施する公共工事の実施に当たっては、動植物の専門家から構成する自然環境懇話会に意見を求め、市内に生息する絶滅危惧種をはじめとする動植物の生息環境への影響をなるべく抑えるように工事の調整を行います	環境部	環境政策課	・佐賀市自然環境懇話会を年2回開催し、公共工事担当課および専門家を交えて工法等の調整を図る。また、それに伴う現地調査を専門家に依頼する。	・工事前に現場の環境を調査し、懇話会での検討材料とする。また、懇話会で委員から受けた指摘を各課に提言した。専門家による現地調査:延べ22回	・専門家による現地調査を行う。 ・佐賀市自然環境懇話会を開催する。	・佐賀市自然環境懇話会を2回開催する。 ・工事予定地等の自然環境現地調査を随時行う。							
環境部	環境政策課	・白石原湿原の環境を整備し、保全を図る。	・業者及び地元団体に委託して白石原湿原の維持管理を行った。 ・釣禁止などの注意喚起の看板を製作し、地元団体に依頼して設置した。				・引き続き、業者及び地元団体に委託して維持管理を行う。	・地元団体及び業者に委託して白石原湿原の維持管理を行い、環境の保全を図る。											
環境部	環境政策課	・特にナガエソノケイトウおよびブラジルチドメグサ(ともに水草)について、防除の推進および地元住民への周知を図る。	・市ホームページ、チラシなどにより周知を図っている。 ・市民からアライグマの生息についての通報を受け、捕獲駆除を行った。(6頭)				・引き続き、広報による周知を行う。 ・今後もアライグマについての通報があれば、捕獲駆除を行う。	・外来生物の被害防止のため、生態及び環境等への影響についての情報を発信し、移入規制種は県条例に基づき適切に対応する。											

環境基本計画に掲げる施策における取り組み

基本目標 (4つの柱)	めざす姿 (成果目標)	環境項目	施策の方向	取り組み施策	内容	担当部	担当課	平成28年度実績			平成29年度		基本目標達成プロジェクト		
								取り組み計画 (Plan)	取り組み内容及び成果 (Do・Check)	進捗状況、今後の見込み等 (Action)	取り組み計画 (Plan)	バイオマス産 業都市の構築	環境教育 の推進		
			②自然観光資源の保全と活用			建設部	緑化推進課	・自然環境の保全及び利用者が安全快適に利用できるよう維持管理を行う。	・金立山緑のシャワーロードの維持管理を行った。 ・支障木伐採:5箇所 ・除草:2回 ・低木剪定:1回	・緑のシャワーロード内のパトロールを含め、引き続き維持管理を行う。	・自然環境の保全及び利用者が安全快適に利用できるよう維持管理を行う。				
			①北部山麓一帯の活用推進		北部山麓一帯の歴史や自然等の観光資源を活かした魅力的な観光地として、北山ダム周辺や金立山緑のシャワーロードなどをPRし、自然環境の保全と利用者の安全及び快適性の確保を目的とした維持管理を行います。	経済部	観光振興課	・北山ダム周辺や金立山緑のシャワーロードなどのPRを行う。 ・自然環境を活かした体験型イベントなどを開催する。	・「みつけ高原キャンペーン」を実施し、直売所・そば街道・フルーツ農園・釣りなどをPRした。 ・古湯・熊の川温泉郷をPRするとともに、周辺の県民の森・ダム駅・北山・山中キャンプ場などをPRした。 ・8月に北山湖サクラリングロードを巡ってスタンプを集める“エコチユースタンプラリー”を開催した。 ・富士しぐなげ湖でのポート合宿誘致を支援した。	・引き続き実施し、北部山間地域の魅力をPRする。	・北山ダム周辺や金立山緑のシャワーロードなどのPRを行う。 ・自然環境を活かした体験型イベントなどを開催する。				
			②希少生物の保存と観光資源活用		有明海の干潟に自生する絶滅危惧種「シチメンソウ」や久保泉町帯隈山に自生する国指定天然記念物「エヒメアヤメ」など、地元住民が愛し、自然観光資源として保存・活用を図っている希少生物について、住民が行う生息環境の保存活動等を支援します。	社会教育部	文化振興課	・国指定天然記念物「エヒメアヤメ」の生息環境の維持のため、自生地の除草を行う。	・生息環境の維持のため、自生地の除草を実施した。	・引き続き自生地の除草を実施する。	・国指定天然記念物「エヒメアヤメ」の生息環境の維持のため、自生地の除草を行う。				
			③河畔林(横堤)の維持管理		佐賀平野に残された貴重なグリーンベルトである横堤を、ふるさとの原風景、歴史的遺産として保存し整備します。	農林水産部	農村環境課	・良好な管理を行う。	・地域でできる範囲は活動を支援し、困難なものについては市で行った。	・継続して実施する。	・良好な管理を行う。				
			③ラムサール条約登録湿地「東よか干潟」の保全とワイズユース		有明海に広がる東よか干潟は、豊富な栄養分や日本一の潮の満ち引きなどを背景に、多くの固有種や希少種が生息するなど多様な生態系を育んでいます。また、東アジアにおける渡り鳥の重要な中継地・越冬地として、種の息を養える国際的に貴重な生物の生息環境であり、市民や事業者等と協力して干潟環境を保全することにより、東よか干潟が有する独特の生態系を維持します。	環境部	環境政策課	・干潟の環境保全に関しては、「東よか干潟環境保全及びワイズユース検討協議会」にて、今後の保全の方向性や取り組みについて協議し、計画づくりを進める。 ・干潟に関する基礎資料の収集と今後の保全につながるため、干潟の生物調査を行う。 ・ボランティアによる海岸(シチメンソウヤード)清掃活動を促すことで、保全の意識啓発を図る。	・東よか干潟環境保全及びワイズユース検討協議会にて、干潟の保全とワイズユース推進の計画策定に向け協議し、基本的方針を決定した。 ・東よか干潟底生生物調査を実施し、干潟に生息するベントスの種類、量、分布について把握し、東よか干潟の生物相の概要を把握した。 ・ボランティアによる東よか海岸の清掃活動が増加しており、地元企業等が主催する大型清掃イベントが定着している。また、市職員による月1回の定期清掃を今年度から実施した。	・東よか干潟環境保全及びワイズユース検討協議会において、東よか干潟の環境保全とワイズユースに関する計画を策定する。 ・底生生物調査に関しては、平成28年度に実施した調査をベースに、佐賀大学等と共同で干潟の生物調査を継続して実施する。 ・海岸清掃活動に関しては、市職員による定期清掃を継続するとともに、企業と連携した活動の継続について関係者と協議する。	・東よか干潟の保全やワイズユースの今後の取り組みの方針となる計画を平成29年度に策定する。 ・干潟環境の把握のため、佐賀大学等と共同で干潟の生物調査を継続して実施する。 ・シチメンソウの保全や干潟周辺の景観の維持のため、東よか海岸の清掃を実施やボランティア団体と共に実施する。				
			②交流・学習の機会の提供		干潟に関心を持つ人々が情報を共有し、連携・協力する仕組みを構築することにより、干潟を介した交流の促進を図り、多くの人が干潟について学習する機会を提供するため、ガイドを養成するとともに拠点施設の整備等を検討します。	環境部	環境政策課	・東よか干潟ボランティアガイドの設立・運営による環境学習・啓発活動の実施 ・東よか干潟ラムサールクラブ(小4～中3)の設立・運営による環境学習・啓発活動の実施 ・KODOMOラムサールなどへの子ども達の積極的参加による環境保全意識の醸成 ・市内小中学校が現地でも学習する際のバス借上げに係る経費の一部負担事業の実施により、子ども達の環境保全意識の向上と市内の小中学校向けのバス借上げ料の助成 ・市内の小中学校向けのバス借上げ料の助成は、5校11台の利用実績があった。 ・現地での案内役としてボランティアガイドの作成・配布など、現地での受け入れ体制を整えた。	・5月にボランティアガイドを組織し、7月から運用を開始した。土日祝日は現地にガイドを配置、事前申し込みにより平日も対応。(128年度ガイド利用者数:6,726人) ・平成28年度のクラブ員は児童生徒33人、東よかまちづくり協議会員10名の参加により実施。 ・クラブ全体としては10回の活動を行った。 ・7月に韓国で開催された日中韓3国子ども湿地保全交流に3人を派遣した。 ・8月に北海道浜頓別町で開催されたKODOMOラムサールに3人を派遣した。 ・大分県九重町の子ども達が東よか干潟に来訪し、湿地交流を行った。 ・市内小中学校向けのバス借上げ料の助成は、5校11台の利用実績があった。 ・現地での案内役としてボランティアガイドの作成・配布など、現地での受け入れ体制を整えた。	・ボランティアガイドは、今後とも干潟の魅力や現地で発信するための体制を引き続き維持するとともに、ガイド養成講座(第2期)を実施し、ガイドの充実を図る。 ・ラムサールクラブは、活動メニューの刷新や学習を進めるとともに、全国の子ども達との交流も行う。 ・東よか干潟の価値や魅力を現地で案内するガイドを運営しているが、今年度は第2期となるガイドの養成講座を実施し、さらなるガイドの充実を図り、知識とスキルの向上を目指す。 ・拠点施設の整備の基本設計をする。	・子ども達の学習機会の提供と未来のリーダーの養成のため、市内小学4年生から中学3年生までを対象とした東よか干潟ラムサールクラブを設置し、東よか干潟での体験や学習を進めるとともに、全国の子ども達との交流も行う。 ・東よか干潟の価値や魅力を現地で案内するガイドを運営しているが、今年度は第2期となるガイドの養成講座を実施し、さらなるガイドの充実を図り、知識とスキルの向上を目指す。 ・拠点施設の整備の基本設計をする。				

環境基本計画に掲げる施策における取り組み

資料1-①

基本目標 (4つの柱)	めざす姿 (成果目標)	環境項目	施策の方向	取り組み施策	内容	担当部	担当課	平成28年度実績			平成29年度		基本目標達成プロジェクト	
								取り組み計画 (Plan)	取り組み内容及び成果 (Do・Check)	進捗状況、今後の見込み等 (Action)	取り組み計画 (Plan)	バイオマス産 業都市の構築	環境教育 の推進	
				③干潟の観光資源としての活用	地域が干潟からの恵みを得ながら干潟の保全を図ることで、干潟の持続的な利用が可能となることから、ラムサール条約登録湿地である東よか干潟の魅力を生内外へ積極的にPRし、観光資源として活用することにより、干潟を鍵とした地域活性化につなげていきます。	経済部	観光振興課	・観光パンフレット・ホームページ等でPRする。市南部地域を巡る周遊バスや、佐賀熱気球世界選手権会場からのシャトルバスの運行など、周辺の観光施設等との連携強化を図る。 ・観光パンフレット・ホームページ等でPRを行った。 ・南部地域を巡る周遊バスを土日・祝日に運行した。 ・熱気球世界選手権期間中の土日・祝日には、会場からのシャトルバスを運行した。 ・旅行商品作成のための南部の観光資源を連携させたモニターツアー等を実施した。	・引き続きPRに務め、周辺の観光施設等と連携して、地域活性化につなげていく。	・観光パンフレット・ホームページ等でPRする。 ・市南部地域を巡る周遊バスや、パルー・フェスタ会場からのシャトルバスの運行など、周辺の観光施設等との連携を図る。				
						環境部	環境政策課	・ポスター、パンフレット(4ヶ国語)の作成、ホームページ掲載内容の充実、観光振興部署との連携等により干潟の価値や魅力を周知するとともに、現地来訪者を増やし干潟を見て体感させることにより、その価値を理解し保全意識の向上につなげる。 ・平成28年度はパンフレット(4ヶ国語対応)の作成、英語版プロモーションDVDの制作など、現地来訪者への対応等に活用している。 ・観光部門との連携に関しては、ぐるっと世界遺産観光バスの運用や各種雑誌に東よか干潟の記事を掲載するなど、観光資源としての干潟の利用についても連携を図った。	・平成29年度は「アジア湿地シンポジウム2017」が佐賀市で開催されることから、本シンポジウムを東よか干潟を世界へPRする絶好の機会と捉え、庁内関係部署や関係機関等と連携し、シンポジウムの成功と東よか干潟を含めた佐賀市のPRにつなげる。	・観光振興課や佐賀市観光協会等の関係部署と連携し、東よか干潟のPRと地域活性化に繋がる取り組みを実施する。				
		3-4 自然環境と調和した都市づくり	(1)みどりや水と共存する都市景観の形成	①都市の風致の維持・保全	自然的要素に富んだ良好な景観を形成しており、都市の土地利用計画上、また都市環境の保全を図るため、風致の維持を図ることが必要な風致地区については、佐賀市風致地区内における建築等の規制に関する条例に基づき建築制限等の規制誘導を進めていきます。	建設部	都市デザイン課	・佐賀市風致地区内における行為の許可申請に対し、適切な規制誘導を行う。	・風致地区(松原)の許可申請1件に対し、適切な規制誘導を行った。	・今後も取り組み計画どおり進めていく。	・佐賀市風致地区内における行為の許可申請に対し、適切な規制誘導を行う。			
				②住民主体の環境保全等のルールづくり	住民自らが良好な住環境の保全・形成等を図るため主体的に定める協定や地区計画等のルールづくりを支援します。	建設部	都市政策課	・必要に応じて、ルールづくりを支援する。	・平成28年度上半期は市民からの要望等な、実績なし。	・今後も必要に応じて、ルールづくりを支援する。	必要に応じて、ルールづくりを支援する。			
				③良好な景観の形成	景観形成地区の指定や建築行為等の際の届出制度、景観賞の表彰等を実施し、良好な景観形成を推進するとともに、屋外広告物等の適正化を図ることにより、本市ならではの特色がある景観の形成をめざします。	建設部	都市デザイン課	・景観形成地区(城内、長崎街道・柳町)や景観計画に基づく届出に対する良好な景観への誘導、景観賞の募集・表彰、屋外広告物の適正な届出・誘導を行う。 ・景観形成地区届出に対する誘導 18件 ・景観賞応募182件、表彰 5件 ・屋外広告物許可 492件	・今後も取り組み計画どおり進めていく。	・景観形成地区(城内、長崎街道・柳町)や景観計画に基づく届出に対する良好な景観への誘導、景観賞の募集・表彰、屋外広告物の適正な届出・誘導を行う。				
			(2)歴史や文化に根ざした環境の保全	①歴史あるみどり空間の保全	天然記念物に指定された樹木の樹勢調査を実施したり、古くから伝わる古木や巨木を保存樹等として指定し、所有者と協力しながら、歴史あるみどり空間の保全を図ります。	建設部	緑化推進課	・指定から10年経過した保存樹の樹勢調査を行い、所有者と連携を取りながら、保全を図る。必要に応じて樹勢回復治療を行う。 ・指定10年経過樹木の調査を1月から3月に実施した。 ・保存樹新規登録本数:4本 ・樹勢回復治療本数:3本	・今後も引き続き、所有者と連携を取りながら、保全を図る。	・指定から10年経過した保存樹の樹勢調査を行い、所有者と連携を取りながら、保全を図る。必要に応じて樹勢回復治療を行う。				
				②景観重要建造物等の保存	歴史的・景観的に優れた建造物等を保全するため、景観重要建造物等として指定し、外観の補修に要する費用の一部を助成するなどの支援を進めます。	建設部	都市デザイン課	・佐賀市所在の天然記念物の樹勢調査を行い、所有者と連携を取りながら、保全を図る。 ・樹木調査を5件行い、所有者に結果を伝えた。(治療が必要等の問題はなかった。)	・今後も、樹勢調査を行う。	・佐賀市所在の天然記念物の樹勢調査を行い、所有者と連携を取りながら、保全を図る。	・景観重要建造物等の補修等に対し、11件の助成を行う。			

環境基本計画に掲げる施策における取り組み

資料1-①

基本目標 (4つの柱)	めざす姿 (成果目標)	環境項目	施策の方向	取り組み施策	内容	担当部	担当課	取り組み計画 (Plan)	平成28年度実績		進捗状況、今後の見込み等 (Action)	平成29年度		基本目標達成プロジェクト バイオマス産 業都市の構築 の推進	環境教育 の推進																															
									取り組み内容及び成果 (Do・Check)			取り組み計画 (Plan)																																		
基本目標4 安全で快適な生活環境 のまち	市民一人ひとりが、生活環境の向上に取り組み、安全で快適な生活を営んでいる。	4-1 身近な生活環境の保全	①生活に密着した環境問題の改善	①ペットの適正飼育の促進	ペット類の飼い主に対して適正飼育の意識啓発を行い、近隣住民とのトラブルの回避や咬傷事故の防止等を図るとともに、狂犬病予防集団注射を市内各地域で実施して、狂犬病予防注射の接種率向上を図ります。また、野良猫による被害を抑制するため、地域猫や飼い猫の不妊去勢手術費用の助成等の対策を行います。	環境部	環境政策課	・狂犬病予防集団注射を実施する。 ・市報等による犬や猫の適正飼育の啓発を実施する。 ・犬のしつけ方教室を開催する。 ・地域猫不妊去勢手術に対する助成を行う。 ・飼い猫の不妊去勢手術に対する助成を行う。 ・公園を住処とする野良猫の不妊去勢手術に対する助成を行う。	・狂犬病予防集団注射を4月に実施した。 ・市報等で犬や猫の適正飼育の啓発をした。 ・犬のしつけ方教室を9月～12月に開催した。 ・地域猫不妊去勢手術費用の助成を行った。 ・飼い猫の不妊去勢手術費用の助成を行った。 ・公園を住処とする野良猫の不妊去勢手術費用の助成を行った。	・引き続き、啓発、助成などを行い、ペット類の適正飼育を促進する。	・引き続き、啓発、助成などを行い、ペット類の適正飼育を促進する。 ・犬のしつけ方教室を開催する。 ・地域猫不妊去勢手術費用の助成を行う。 ・飼い猫の不妊去勢手術費用の助成を行う。 ・公園を住処とする野良猫の不妊去勢手術費用の助成を行う。																																			
																②衛生害虫駆除の推進	水路に生息するアカイエカの幼虫を駆除することにより、日本脳炎等の伝染病の発生を予防するとともに、居住区域の水溜り等で発生するやぶ蚊の対策について啓発を行い、住み良い生活環境を実現します。	環境部	環境政策課	・4～10月の期間平野部におけるアカイエカの防除を業務委託により実施する。 ・市報4月号で、ヤブ蚊対策の啓発を行った。 ・(HPは通年) ・衛生害虫等に関する相談対応を随時行った。	・4～10月の期間平野部におけるアカイエカの防除を業務委託により実施した。 ・市報4月号で、ヤブ蚊対策の啓発を行った。 ・(HPは通年) ・衛生害虫等に関する相談対応を随時行った。	・引き続き、害虫駆除の対応を行う。 ・委託によるアカイエカの駆除を行う。 ・ヤブ蚊対策の啓発を行う。 ・衛生害虫駆除等に関する相談対応を行う。	・引き続き、害虫駆除の対応を行う。	・引き続き、害虫駆除の対応を行う。 ・委託によるアカイエカの駆除を行う。 ・ヤブ蚊対策の啓発を行う。 ・衛生害虫駆除等に関する相談対応を行う。																						
																											③家庭ごみ等の野外焼却の禁止	家庭ごみを焼却せずにごみステーションや清掃工場へ搬入するよう指導を行うことにより、煙害の防止に努め、良好な生活環境を守ります。	環境部	環境保全課	・家庭ごみを焼却せずにごみステーションや清掃工場へ搬入するよう指導を行う。	・職員が現場に行き、焼却をしないよう指導を行った。	・今後もごみの焼却等への指導を行う。	・家庭ごみを焼却せずにごみステーションや清掃工場へ搬入するよう指導を行う。												
																																					④身近な生活環境改善の啓発	生活環境に起因する市民等からの相談、近隣住民間あるいは市民と事業者間のトラブル等について、当事者間での対話への誘導、原因者への指導、環境阻害要因の除去等の対応を行います。	環境部	環境政策課	・生活環境に関する相談の対応を行う。	・生活環境に関する相談に対応した。(175件)	・引き続き、生活環境に関する相談に対応する。	・生活環境に関する相談に対応する。		
																																					⑤空き家等の適正管理	倒壊事故や衛生害虫の発生等、空き家・空き地の管理不全による影響が周辺住民の生活環境を保全するため、空き家・空き地の所有者等に対して、適正管理の啓発や改善指導、解体費用の助成等を行います。	建設部	建築指導課	・危険な空き家に対して解体費用の助成を3件行う。	・危険な空き家の所有者等に解体費用の助成を3件行った。	引き続き、解体費用助成を継続する。	・危険な空き家に対して解体費用の助成を3件行う。		
			⑥不法投棄の防止対策	パトロールや市民からの通報等で発見した不法投棄ごみについては、投棄者の割り出しに努め、判明した場合には、警察とも協力して厳正な指導を実施します。	環境部	環境保全課	・不法投棄ごみを発見した場合等は、不法投棄者の割り出しに努め、判明した場合には、警察とも協力して厳正な指導を実施する。	・毎日環境パトロールを実施し、不法投棄ごみを発見した場合には排出者への指導やごみの回収を行った。	・今後もパトロールを実施し、不法投棄ごみに対する排出者への指導やごみの回収を行う。	・不法投棄ごみを発見した場合等は、投棄者の割り出しに努め、判明した場合には、警察とも協力して厳正な指導を実施する。																																				
													②市民清掃活動の推進と支援	①清掃活動の推進	毎年6月の「県内一斉ふるさと美化活動」や10月の「市民一斉清掃月間」など、市民や事業者、自治会が協力して取り組む清掃活動を推進、支援します。	環境部	環境保全課	・「県内一斉ふるさと美化活動」や「市民一斉清掃月間」など、市民や事業者、自治会が協力して取り組む清掃活動を推進、支援する。	・6/5に「県内一斉ふるさと美化活動」を実施した。 ・10月には「市民一斉清掃月間」を自治会にお知らせし、清掃活動を推進、支援した。	・今後も、清掃活動を推進、支援していく。	・6月の「県内一斉ふるさと美化活動」や10月の「市民一斉清掃月間」など、市民や事業者、自治会が協力して取り組む清掃活動を推進、支援する。																									
			②清掃ボランティアの支援	地域の自治会やボランティア団体、事業者等が主体となって実施する地域の清掃活動に対し、ボランティア袋の支給やごみの回収などの支援を実施します。	環境部	環境保全課	・自治会やボランティア団体、事業者等が主体となって実施する地域の清掃活動に対し、ボランティア袋の支給やごみの回収などの支援を実施する。	・地域の清掃活動に対し、ボランティア袋の支給やごみの回収などの支援を行った。	・今後も地域の清掃活動に対し、ボランティア袋やごみの回収などの支援を行う。	・地域の清掃活動に対し、ボランティア袋の支給やごみの回収などの支援を行う。																																				

環境基本計画に掲げる施策における取り組み

資料1-①

基本目標 (4つの柱)	めざす姿 (成果目標)	環境項目	施策の方向	取り組み施策	内容	担当部	担当課	平成28年度実績			平成29年度		基本目標達成プロジェクト		
								取り組み計画 (Plan)	取り組み内容及び成果 (Do・Check)	進捗状況、今後の見込み等 (Action)	取り組み計画 (Plan)	バイオマス産 業都市の構築	実践教育 の推進		
4-2 生活排水の 対策		③安全な水道水の安定供給		①安全でおいしい水の確保	水源から蛇口までのあらゆる過程における水質管理の徹底や施設の適切な運用により、安全でおいしい水道水を安定的に供給します。	上下水道局	水循環部 浄水課	・水質事故0%を維持する。	・水質事故の発生はなかった。	・引き続き水質事故0%を維持する。	・水質事故0%を維持する。				
				②水道フェアの開催等による啓発	市ホームページや出前講座、水道週間の期間中に開催する水道フェアの取り組みなどを通して、水道水の知識や水源の保全と監視の重要性などについて啓発を行います。	上下水道局	水循環部 総務課	・ホームページや水道フェアなどで啓発をしつつ、出前講座について年10回以上の開催を目標値とする。	・水道フェアを開催した。(6/4) ・出前講座を9回実施した。	・出前講座を要望に応じて開催し、水道のPRを行う。	・ホームページや水道フェアなどで啓発する。 ・出前講座を年10回以上の開催を目標値とする。(要望に応じて開催)				
				③水道水の水質検査の実施	毎年度策定する水道水質検査計画に基づき、水道水の水質検査を実施するとともに、検査計画及び検査結果を随時公表し、水道水の水質の安定に努めます。	上下水道局	水循環部 浄水課	・ホームページに水質検査結果を公表し、上下水道局の広報誌で市民に向けてPRを行う。(年1回以上)	・ホームページに水質検査結果を随時公表し、上下水道局の広報誌で市民に向けてPRを行った。	・今後も毎月1回公表を継続する。 ・今後もホームページに水質検査結果を公表し、上下水道局の広報誌で市民に向けてPRを行う。	・ホームページに水質検査結果を公表し、上下水道局の広報誌で市民に向けてPRを行う。(年1回以上)				
		①公共下水道への接続率向上と適正管理		①下水等の処理			下水道施設の効率的かつ効果的な整備と適切な維持管理を行うとともに、下水道への接続や適切な利用を市民に啓発していきます。	上下水道局	水循環部 業務課	・下水道未接続者に対し、接続促進活動を行う。	・上下水道局全職員による訪問接続指導を11月から12月上旬に実施した。	・引き続き下水道未接続者に対し、接続促進活動を行い、接続率の向上に努めている。	・下水道未接続者に対し、接続促進活動を行う。		
								上下水道局	水循環部 下水道工務課	・下水道整備率(浄化槽を除く)について、平成30年度を目標年度とし、95.5%を目指す。	・平成28年度末の整備率96.7%	・引き続き未普及地区の整備工事を推進していく。	・下水道整備率(浄化槽を除く)について、平成30年度を目標年度とし、97.0%を目指す。		
								上下水道局	下水プロジェクト推進部 下水道施設課	・放流水質基準内の排水を行う。	・適正に処理を行った。	・今後も、より一層の注意を払って管理する。	・放流水質基準内の排水を行う。		
								上下水道局	水循環部 下水道工務課	・市営浄化槽整備率(新規)について、平成36年度を目標年度とし、計画設置基数100.0%を目指す。	・平成28年度末の整備率43.1%	・申請に基づく設置工事を推進するとともに、地元説明会を開催するなど普及啓発に努める。	・市営浄化槽整備率(新規)について、平成36年度を目標年度とし、計画設置基数100.0%を目指す。		
		②し尿等の処理		①し尿・浄化槽汚泥の適正な収集と処理			家庭や事業所等から排出されるし尿・浄化槽汚泥を計画的に収集・運搬し、かつ適正に処理することで、公衆衛生の確保に努めます。	環境部	衛生センター	・処理停止日数0。(計画停止日数を除く。)	・処理停止日数0で適正に処理した。	・今後も継続する。	・処理停止日数0。(計画停止日数を除く。)		
								環境部	環境保全課	・水質、騒音、振動、大気等の測定調査を継続的に実施し、その結果を情報提供する。	・計画どおり測定調査を実施し、結果をHPやガイド等で公表した。	・今後も計画どおり実施する。	・水質、騒音、振動、大気等の測定調査を継続的に実施し、その結果を情報提供する。		
										環境部	環境保全課	・事業所等に対して、関係法令に基づく公害・環境関連遵守事項について適正な指導を行うとともに、特定事業場等への立入調査を実施する。	・計画どおり事業所等に対する指導や立入調査を実施した。	・今後も計画どおり事業所等に対する指導や立入調査を実施していく。	・事業所等に対して、関係法令に基づく公害・環境関連遵守事項について適正な指導を行うとともに、特定事業場等への立入調査を実施する。
		②水質汚染への対応					河川等への油流出及び魚のへい死事故等が発生した場合には、迅速に被害の拡大防止措置を実施するとともに原因究明を行います。また、下流域への被害拡大のおそれがある場合には、関係市町や関係機関と連携して対応します。	農林水産部	農村環境課	・事故等が発生したときは、対応マニュアルに沿って、拡散防止措置を実施する。	・7月に油流出が1件発生したが、迅速に対応した。	・今後も迅速に対応する。	・事故等の発生に対して、迅速に対応する。		
								建設部	河川砂防課	・油流失11件に対し、拡散防止措置等の対応をした。	・今後も取り組み計画どおり、対応する。	・事故等が発生したときは、対応マニュアルに沿って、拡散防止措置を実施する。			
環境部	環境保全課							・異常水質事故対応マニュアルを庁内の関係部署へ配布します。水質事故時の関係部署への伝達訓練、事故対応訓練を行う。	・筑後川水系協議会及び嘉瀬川水系協議会開催の水質事故対応訓練に参加した。(筑後川10/21、嘉瀬川12/16)	・今後も水質事故対応マニュアルの配布や伝達訓練、事故対応訓練を実施していく。	・異常水質事故対応マニュアルを庁内の関係部署へ配布する。 ・水質事故時の関係部署への伝達訓練、事故対応訓練を行う。				
③家畜排せつ物法に基づく適正管理の指導					家畜のふん・尿の不適正な管理による悪臭や水質汚染の発生を防止するため、農業者に対して、家畜排せつ物法に基づき、堆肥として農地に還元するなどの適正処理を行うよう指導します。また、堆肥の発酵促進及び農産物の高付加価値化を図るための取り組みを推進していきます。	農林水産部	農業振興課	・飼料生産水田への堆肥散布の取り組みを耕畜連携助成等を利用して推進する。	・生産組合長等を集めて実施した経営所得安定対策の説明会において、耕畜連携助成等についても説明し、多数の農業者が取り組みを行った。	・今後も継続する。	・飼料生産水田への堆肥散布の取り組みを耕畜連携助成等を利用して推進する。				

環境基本計画に掲げる施策における取り組み

資料1-①

基本目標 (4つの柱)	めざす姿 (成果目標)	環境項目	施策の方向	取り組み施策	内容	担当部	担当課	平成28年度実績			平成29年度	基本目標達成プロジェクト	
								取り組み計画 (Plan)	取り組み内容及び成果 (Do・Check)	進捗状況、今後の見込み等 (Action)	取り組み計画 (Plan)	バイオマス産 業都市の構築	実践教育 の推進
				④麦わら・稲わらのすき込み利用等によるわら焼却の抑制	麦わら・稲わらのすき込みや、畜産農家との連携による飼料・敷きわら等としての利用を促進することで、わら焼却を抑制し、環境や人への被害を防ぎます。	農林水産部	農業振興課	・麦わら、稲わらの有効活用に関する啓発活動を実施する。	・麦わら、稲わらの有効活動に関するチラシを窓口を設置、生産組合長との説明会等でも麦わら有効利用について説明し、取り組み推進した。	・今後も継続していく。	・麦わら、稲わらの有効活用に関する啓発活動を実施する。		
			③化学物質への対策	①市の事業における化学物質対策	施設の新設・改修や樹木の消毒等を行う際には、本市が策定した『化学物質の使用に関するガイドライン』に基づき、化学物質の使用による健康被害等が発生しないように努めます。	環境部	環境保全課	・化学物質の使用に関するガイドラインの周知と、薬剤使用実態調査を行う。	・薬剤使用実態調査を実施した。(7/12)	・今後も実施していく。	・化学物質の使用に関するガイドラインの周知と、薬剤使用実態調査を行う。		
				②学校における適切な環境の維持及び改善	児童生徒等の健康を保持増進し、学習能力の向上を図るため、学校安全保健法の定めにより、学校環境衛生規程に照らし、定期的に環境衛生検査を実施します。教室等の定期検査の一つとして、ホルムアルデヒドなど揮発性有機化合物の検査を実施し、検査結果によっては換気扇の設置等の対応を行います。また、ホルムアルデヒド簡易検知器の貸し出しも行います。	こども教育部	学事課	・揮発性有機化合物の検査を学校あたり2室を実施する。	・夏休み期間に市立小中学校53校、105箇所ホルムアルデヒド等の検査を実施した。 ・再検査や換気扇設置などの対応をした。	・数値の高い教室について、再検査するなど対応する。	揮発性有機化合物の検査を実施する。(全市立小中学校各2箇所)		